

令和 6 年度 市原市飼い主のいない猫の
不妊・去勢手術費助成事業の御案内



市原市役所 保健福祉課

この事業は、地域猫活動に取り組んでいる団体、個人の方を補助するものです。
(当該猫が地域の住民に迷惑をかけずに、その一生を終えられるよう見守る活動であり、単に猫を捕獲して、手術を行う行為は助成の対象とならないので、御注意ください。)

この事業を利用するためには、あらかじめ市に登録申請する必要があります。
また、飼い猫と判断される場合、または手術後に当該猫を飼う場合には対象となりません。

1 助成対象者

下記の全てに該当する方を対象とします。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている方。
- (2) 地域猫活動に取り組んでいる団体、個人が、市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖抑制策として、「市原市地域猫愛護者登録書（別記第1号様式）」を市長に届け出た方。
- (3) 手術後、猫は元の場所に返し面倒をみることができる方。又は、飼い主となるべき者を探して引渡すことができる方。

2 対象手術

市内に生息する飼い主のいない猫に対し、指定獣医師において実施した手術であり、手術済であることを識別するために耳に V 字カット（雌猫は左耳、雄猫は右耳）をします。

3 助成金額

次の金額が助成されますので、病院窓口で実費との差額をお支払いください。
雌猫の手術 15,000 円、雄猫の手術 10,000 円（年間 1 人あたり 3 頭まで）

4 手続きの流れ

前期、後期の年2回に分け申請を受付し、それぞれ予定頭数を超えた場合には前期は6月、後期は11月に抽選を行い、申請者全員に結果を通知します。

- | | |
|---|--|
| ① 地域猫愛護者登録
(市役所へ) | 市原市地域猫愛護者申請書(別記第1号様式)に必要な事項を記入し、申請者本人が、保健福祉課に提出する。
申請後、市より登録証を交付する。 |
|  | |
| ② 利用申請
(病院へ) | 申請者は、市原市不妊・去勢手術助成事業利用申請書(別記第3号様式)を前期は5月15日から31日の間に、後期は10月1日から15日までに病院に提出する。 |
|  | |
| ③ 利用決定
(市か申請者へ) | 市は書類審査後、前期は6月、後期は11月に抽選を行い当選者には市原市不妊・去勢手術助成事業利用決定通知書(第4号様式)を、落選者には、市原市不妊・去勢手術助成事業利用却下通知書(第5号様式)を申請者に通知する。
決定通知書の有効期限は、前期は9月末、後期は2月末までとする。 |
|  | |
| ④ 捕 獲 | 申請者は、手術を受けさせる猫を捕獲する。
(捕獲する前に病院と打ち合わせをする) |
|  | |
| ⑤ 検診・手術 | 申請者は検診を受けた指定獣医師で手術をする。その際に手術費から助成金額を差し引く。 |

5 現況の届出

申請者は手術を受けさせた猫を元の場所に返し、次年度の 6 月末までに市原市飼い主のいない猫現況届（別記第 6 号様式）を保健福祉課に提出してください。

6 注意事項

助成は年間 1 人あたり 3 頭までであることから、応募も 1 人あたり 3 頭までとなります。なお当該年度の前期で落選した場合、3 頭を超えない範囲で後期に再申請することができます。なお、抽選は猫 1 頭毎に行います。

要綱に規定する事項に違反した場合は、交付決定を取り消します。

指定獣医師一覧

	病院名	所在地	電話番号
1	愛幸動物病院	馬立 1589 番地 2	95-1544
2	姉ヶ崎動物病院	椎津 1124 番地 1	62-1500
3	市原山口動物病院	姉崎 2067 番地	61-3230
4	かずさ犬猫クリニック	牛久 915 番地 2	63-7240
5	五井動物病院	君塚 1 丁目 22 番地 17	22-5830
6	タカザワ動物病院	ちはら台南 3 丁目 8 番地 8	52-4500
7	辰巳台どうぶつ病院	辰巳台東 2 丁目 11 番地 7	74-3911
8	ちはら台動物病院	ちはら台東 9 丁目 7 番地 6	52-8882
9	仲澤ペットクリニック	ちはら台西 4 丁目 3 番地 11	40-6800
10	バウ・ミュウ動物病院	八幡 520 番地	41-1008

お問い合わせ先

市原市役所 保健福祉課 保健衛生係 TEL:0436-23-9813